

緊迫する北朝鮮情勢への対応の充実・強化について

北朝鮮による核実験の実施、ミサイル発射が相次ぐ中、脅威が新たな段階に入ったことを示す大陸間弾道ミサイル（ICBM）やこれらに伴う軍事衝突の可能性など、北朝鮮情勢はこれまでになく緊迫し、我が国への影響も懸念されることから、国民の不安は増大している。

よって、国におかれては、国民の生命、身体及び財産を保護するため、以下の事項について、積極的かつ早急に取り組まれることを強く要請する。

- 1 度重なるミサイルの発射と核実験は、国民の生命、身体、財産、我が国の領土・領海の安全を脅かし、一連の国連安保理決議に違反する行為である。北朝鮮が今後さらにこうした暴挙に出ることのないよう、拉致問題の解決も含め、国際社会と連携し、外交・経済等あらゆる手段で、断固とした対応をとること。
- 2 国民の不安を払拭し、国民の安全を守るための措置として、ミサイル飛来時の情報提供を確実に行うとともに、飛来への備え、落下時の避難行動等について、的確な情報提供を行い、引き続き国民の理解の深化を図ること。
- 3 ミサイル発射の兆候・発射情報については、地方公共団体をはじめ、日本海で操業する漁船などの船舶、さらに航行中の航空機に対し、迅速かつ直接に伝達される仕組みを構築すること。
- 4 地方公共団体、鉄道・バス・船舶事業者等の指定地方公共機関、消防・防災関係機関などが事案発生時の住民避難等の対応や備えの具体化を図るため、ミサイルの飛来又は落下の可能性がある場合に関係機関が取るべき対応を明確化するとともに、国民保護計画の見直し等について必要な支援を行うこと。
- 5 国は、地方公共団体や関係機関、民間事業者との連携を強化し、住民の避難への備え及び安全確保や、様々な場所における訓練及び実践的な訓練の実施を図ること、また、これらのことについて地方公共団体が対応すべき事項がある場合は、その実効性をより確保するための必要な措置及び支援を行うこと。また、万が一、被害等が発生した場合の対応について、国において万全の措置を講じること。
- 6 武力攻撃災害等に対処するための物資及び資機材等は、国の責任において確保するとともに、その備蓄施設や有事の運搬方法等について指針を示すこと。
- 7 北朝鮮から我が国へ流入すると想定される多数の避難民への対応について、国において対応方針を明らかにすること、また、地方公共団体が対応すべき事項がある場合は、都道府県の役割を明確にし、事案発生時に取るべき方策を定めること。

平成 29 年 7 月 27 日

全 国 知 事 会